グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第２条第１項第５号に規定する特定保健用食品（以下「特定保健用食品」という。）、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令別表第三に掲げる総合栄養食品の許可区分に該当するものとして特別用途表示の許可又は承認を受けた食品及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令別表の二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五)　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(5)の規定による内閣総理大臣の承認を受けて使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その１Ｌにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸亜鉛は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の１日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。

［略］

次亜硫酸ナトリウム

次亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

次亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）、雑酒、清涼飲料水（ぶどう酒からアルコールを除去したもの及びこれにぶどう果汁（濃縮ぶどう果汁を含む。以下この目において同じ。）を加えたものに限る。以下この目において同じ。）及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあってはその１kgにつき0.35ｇ（清涼飲料水及び清涼飲料水に加えるぶどう果汁にあっては、次亜硫酸ナトリウム以外の亜硫酸塩等のうち１種以上と併用する場合には、二酸化硫黄としての合計量が0.35ｇ）以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。

［略］

グルコン酸亜鉛

グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第２条第１項第５号に規定する特定保健用食品（以下「特定保健用食品」という。）、特別用途表示の許可又は承認を受けた食品（病者用のものに限る。）及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。

グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令別表の二　乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五)　乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(5)の規定による内閣総理大臣の承認を受けて使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その１Ｌにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含有しないように使用しなければならない。

グルコン酸亜鉛は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の１日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。

［略］

次亜硫酸ナトリウム

次亜硫酸ナトリウムは、ごま、豆類及び野菜に使用してはならない。

次亜硫酸ナトリウムは、二酸化硫黄として、かんぴょうにあってはその１kgにつき5.0ｇ以上、乾燥果実（干しぶどうを除く。）にあってはその１kgにつき2.0ｇ以上、干しぶどうにあってはその１kgにつき1.5ｇ以上、コンニャク粉にあってはその１kgにつき0.90ｇ以上、乾燥じゃがいも、ゼラチン及びディジョンマスタードにあってはその１kgにつき0.50ｇ以上、果実酒（果実酒の製造に用いる酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）及び雑酒にあってはその１kgにつき0.35ｇ以上、キャンデッドチェリー（除核したさくらんぼを砂糖漬にしたもの又はこれに砂糖の結晶を付けたもの若しくはこれをシロップ漬にしたものをいう。以下この目において同じ。）及び糖蜜にあってはその１kgにつき0.30ｇ以上、糖化用タピオカでんぷんにあってはその１kgにつき0.25ｇ以上、水あめにあってはその１kgにつき0.20ｇ以上、５倍以上に希釈して飲用に供する天然果汁にあってはその１kgにつき0.15ｇ以上、甘納豆及び煮豆にあってはその１kgにつき0.10ｇ以上、えび及び冷凍生かににあってはそのむき身の１kgにつき0.10ｇ以上、その他の食品（キャンデッドチェリーの製造に用いるさくらんぼ、ビールの製造に用いるホップ並びに果実酒の製造に用いる果汁、酒精分１容量％以上を含有する果実搾汁及びこれを濃縮したものを除く。）にあってはその１kgにつき0.030ｇ（第２　添加物の部　Ｆ　使用基準　添加物一般の表の亜硫酸塩等の項に掲げる場合であって、かつ、同表の第３欄に掲げる食品（コンニャクを除く。）１kg中に同表の第１欄に掲げる添加物が、二酸化硫黄として、0.030ｇ以上残存する場合には、その残存量）以上残存しないように使用しなければならない。

［略］